

令和元年度 第2回 羽島市下水道事業審議会 会議要旨

日 時	令和元年11月11日(月) 午前10時00分から午前11時10分
場 所	羽島市役所本庁舎4階 第1会議室
出席者	<p>[審議委員] 出席者11名 山田俊郎会長、田中元雄副会長、糟谷玲子委員、藤川貴雄委員、後藤國弘委員、中川和男委員、江崎真理子委員、奥田正夫委員、野口恵委員、鈴木雅恵委員、常川恵美委員</p> <p>[市関係者] 出席者8名 松井市長、成原副市長、堀水道部長、上坂下水道課長、豊田浄化センター所長、加藤課長補佐、谷口課長補佐、永田計画管理係長</p>
内 容	<p>1 開会 2 市長挨拶 3 出席者の確認 ・12名中11名出席しており、羽島市下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立する。 4 会長挨拶 5 議事 ○経営戦略の概要 ・投資・財政計画 ・財政収支の見通し ・経営の課題と取組み ・経営の基本方針 ○その他 ・今後のスケジュールについて 6 その他 【質疑応答】 Q：広域化・共同化の具体的な考えはあるか？ A：広域化・共同化計画を県にて令和4年度までに策定予定であり、その計画に基づいて行っていく予定であるが、汚泥の共同処理や災害時の協力体制等のソフト面の検討も行っていく。 Q：一般会計からの繰入金はいくらでももらってよいのか？ A：下水道は公共用水域の保全という重要な役割を担っており、一般会計で一部負担をすることはできるが、次年度から地方公営企業法を適用するため、独立採算を原則とした経営をすべきであり、一般会計からの負担を抑制していく必要があると考えている。</p>

Q：10年間の収支計画は現在の実績をベースに積算していると思うが、計画期間中に物価変動等により計画どおりにいかない場合はどうするのか？

A：経営戦略の計画については、3～5年の間でPDCAサイクルにより見直しをかけていくべきものであるため、計画変更が生じる場合は適宜見直しをかけていく。

Q：収納率の向上について、水道課の給水停止のような処分はできないのか？

A：下水道使用料は法的に水道のような給水停止はできないので、税と同様に滞納処分を行う必要がある。

Q：受益者負担の適正化を視野に入れてやっていくべきであり、それと同時に加入者を増やすことも重要であるが、何か方策はあるか？

A：現在加入率は7割程度で、今後も加入者を増やす必要がある。現在融資あっせん・利子補給制度等を行っているが、更なる加入制度等の検討が必要であり、他市の事例を参考にしながら検討していく。

Q：改築更新費についての資金はどのように調達するのか。

A：改築更新費は、国費や起債、受益者負担金や使用料が主な財源となってくるため、適切な資金の確保に努める。また、ストックマネジメント計画により、日々の点検や修繕等により、施設の長寿命化を図り、改築更新費の抑制にも努めていく。